

東海村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組み方針～



平成27年3月

東海村通学路安全対策推進会議

1. 東海村通学路交通安全プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、国土交通省、文部科学省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検の実施をするよう全国自治体に要請がありました。

このことから、東海村では平成24年8月に小学校の通学路について、平成25年8月に中学校の通学路について、関係機関と連携して緊急合同点検を実施して、必要な安全対策について協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、「東海村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 東海村通学路安全対策推進会議の設置

本プログラムの目的を達成する為、関係機関が連携し、以下の機関をメンバーとする「東海村通学路安全対策推進会議」を設置します。

- 東海村立小中学校
- 東海村教育委員会学校教育課
- 東海村村民生活部防災原子力安全課
- 道路管理者（国，県，村）
- 茨城県ひたちなか警察署交通課

この会議の事務局は東海村教育委員会学校教育課に置き、危険箇所に応じて道路管理者（国，県，村）の参加をお願いしていきます。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を継続して実施し、対策後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして実施し、通学路の安全確保を図っていきます。

〔通学路安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期

・ 村内の小中学校の通学路について、毎年1回、7～8月を基本に合同点検を実施します。

・ 学校は、事前に通学区域内の対策必要箇所を選定し事務局へ報告します。

・ 事務局は、効率的かつ効果的に合同点検を行えるよう、報告された内容を精査し重点課題を設定して合同点検を行います。

② 合同点検の体制

合同点検には、小中学校、道路管理者（国、県、村）、学校教育課、防災原子力安全課、ひたちなか警察署が参加します。

(3) 対策の検討・決定

合同点検の結果から明らかになった対策・改善必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や看板設置等のハード面の対策や、交通規制や交通安全教育等のソフト面の対策名など、各々に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、円滑に進むよう関係者間の連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小中学校等を通じて、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。